

今年度の台風で

# 被害を受けた農家の皆さんへ

## 低利融資制度を新設



台風21号による冠水被害（曲田）

台風15号・16号・18号・21号で被害を受けた農家の皆さんを対象に、低利で融資する災害対策資金制度（県単独資金）が新設されましたので、どうぞご利用ください。  
なお、台風21号で水稲の冠水被害を受けた農家の皆さんに対しては、現在、助成制度を検討中です。決まり次第「広報大館」や「あぜみちだより」などでお知らせします。

### 低利で融資する災害（台風被害）対策資金制度

#### 1. 農業経営維持安定資金

（農林漁業金融公庫資金）

対象者

市長が災害認定した次の農業者  
・ 農業所得が総所得の5割以上を占めるか、総就業日数のうち農業従事日数が過半を占めるかた

貸付利率 0・85%～2・0%

償還期間 20年以内

融資限度額

個人 200万円

法人 1,000万円

保証人 原則1人

#### 2. 農業経営再建支援資金

（県単独資金・新設）

対象者

市長が災害認定した次の農業者  
① 農業所得が総所得の5割以上を占めるか、総就業日数のうち農業従事日数が過半を占めるかたのうち、1の公庫資金の借り入れでは不足するかた

② 農業所得が主で、65歳未満の農業従事日数60日以上の子帯

員がいる農家

融資限度額

個人 200万円

法人 1,000万円

#### 3. 生産施設復旧支援資金

（県単独資金・新設）

対象者

市長が災害認定した農業者

貸付利率 0・85%

償還期間 5年以内

貸付期限 平成17年4月15日

融資限度額 200万円

農業信用基金協会の債務保証が必要で



台風15号に伴う強風での被害

問い合わせ先

農 林 課

☎49-3111

（内線343）